

社会通信教育の認定について（報告）

令和4年3月29日付けで、下記の社会通信教育の認定に係る申請について、生涯学習分科会運営規則第2条第1項に基づき生涯学習分科会の議決を行い、それに基づいて認定を適当と認める旨の答申がなされた。

	申請団体名	課程名
認定	学校法人香川栄養学園	女子栄養大学ヘルシー食事学

これを踏まえ、令和4年4月12日付けで文部科学大臣が認定を行った。

〈参考〉

生涯学習分科会運営規則（令和三年五月三十一日中央教育審議会生涯学習分科会決定）

（書面による議決）

第二条 分科会長は次の各号に掲げる場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果を持って分科会の議決とすることができる。

一 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第五十一条に定める通信教育の認定又は同法第五十五条に定める認定を受けた通信教育の廃止若しくは条件の変更の認可に関する議事の場合

二 前号のほか、やむを得ない理由により分科会の会議を開く余裕がない場合

2 前項の規定により議決を行った場合は、分科会長が次の会議において報告しなければならない。

中教審第235号
令和4年3月29日

文部科学大臣
末松 信介 殿

中央教育審議会
会長 渡邊 光一郎

通信教育の認定について（答申）

令和4年3月28日付け文科教第1443号で諮問されたことについては、これを適当と認めます。

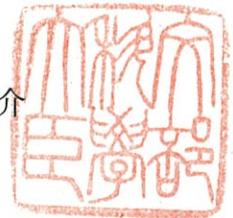
3 文科教第 1 4 4 3 号

中 央 教 育 審 議 会

通信教育の認定について、社会教育法（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号）第 5 1 条第 3 項の規定に基づき諮問します。

令和 4 年 3 月 2 8 日

文部科学大臣 末松 信介



文部科学省認定社会通信教育 申請概要

1. 認定の申請(1団体1課程)

申請団体名	課程名	講座の概要
学校法人香川栄養学園	女子栄養大学ヘルシー食事学	日常生活において健康な食生活を願う者に対し、デジタルテキストやeラーニングシステムなどデジタル社会に相応しい手法を用いて、スマホ、パソコン、タブレットなどを活用した教育方法によって、正しい食生活の基本と実践のあり方を修得させ、健康で文化的な生き方及び社会の建設に貢献する人材を養成することを目的とする。

※本講座は、教材に動画を使用することとしている。

動画に加え、動画上の図やテキストはダウンロードすることができる。

添削、質問のやりとりについてもeメールやインターネットで行うこととしている。

文部科学省認定社会通信教育 認定申請について

学校法人香川栄養学園

(1) 法人の概要

1. 設立年月日 昭和26年3月5日設立
2. 所在地 東京都豊島区駒込3-24-3
3. 目的 この法人は、故香川昇三の遺志に基づき、国民の栄養生活改善を通じて生活の合理化を図り、もって日本文化の振興に寄与するため、教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことを目的とする。
(寄附行為 第二章第三条)

(2) 認定しようとする課程の概要

○女子栄養大学ヘルシー食事学

1. 通信教育の目的 日常生活において健康な食生活を願う者に対し、デジタルテキストやeラーニングシステムなどデジタル社会に相応しい手法を用いて、スマートフォン、パソコン、タブレットなどを活用した教育方法によって、正しい食生活の基本と実践のあり方を習得させ、健康で文化的な生き方および社会の建設に貢献する人材を養成することを目的とする。
2. 修業期間 3か月
3. 開始の時期 文部科学大臣から認定を受けた日

通信教育について

学校通信教育

大学通信教育、短期大学通信教育、高等学校通信教育、中等教育学校（後期課程）の通信教育、特別支援学校の高等部の通信教育（学校教育法）

社会通信教育

学校教育法による通信教育を除いた通信教育
(社会教育法第49条)

[定義] 通信の方法により一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基づき、設問解答、添削指導、質疑応答等を行う教育をいう。(社会教育法第50条)

文部科学省認定社会通信教育

実施主体：

学校、一般社団法人、一般財団法人

○社会教育法

第51条 文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、通信教育の認定を与えることができる。

2 (略)

3 文部科学大臣が、第一項の規定により、認定を与えようとするときは、あらかじめ、第13条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

第55条 認定を受けた通信教育を廃止しようとするとき、又はその条件を変更しようとするときは、文部科学大臣の定めるところにより、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可に関しては、第51条第3項の規定を準用する。

非認定の社会通信教育

実施主体：

学校、一般社団法人、一般財団法人、
営利法人、個人等

社会通信教育について

1 文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものを社会教育法の規定に基づき認定し、その普及奨励を図っている。

令和3年8月現在、実施団体数は26団体、110課程である。

2 文部科学大臣が認定等の申請を受理したときは、社会教育法、社会通信教育規程（昭和37年文部省令第18号）及び社会通信教育基準（昭和37年文部省告示第134号）の規定に基づき審査する。

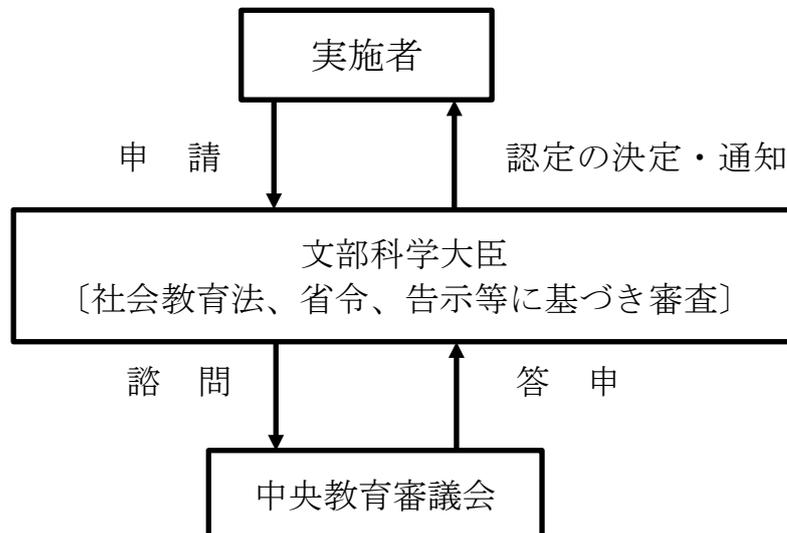
3 認定を与えようとするときは、社会教育法第51条の規定に基づき審議会等に諮問することとされている。廃止又は条件変更の許可（第55条第2項）及び認定の取消（第57条第2項）についても同様である。

〈文部科学省認定社会通信教育の実施状況〉

区分	実施団体数	課程数	年間受講者数
事務系課程	9	42	40千人
技術系課程	5	29	5千人
生活技術・教養系課程	12	39	18千人
計	26	110	63千人

※実施団体数及び課程数は令和3年8月現在。受講者数は令和2年間の数。

4 社会通信教育の認定等の手続



文部科学省認定社会通信教育一覧（110課程）

令和3年8月現在

団 体 名		認 定 課 程 数 及 び 課 程 名
事 務 系 ／ 42 課 程	1 (一財) 日本通信教育学園	3 法律講座民法課程、日商簿記検定講座（3級コース、2級コース）
	2 (一財) 実務教育研究所	5 現代統計実務講座、校正実務講座、生涯学習指導者養成講座生涯学習ボランティアコース 編集制作レイアウト講座、多変量解析実務講座
	3 (一社) 日本マネジメントスクール	3 ミドル・マネジメント・コース（基礎課程、実践編）、フォアマン・コース
	4 (学) 川口学園	2 早稲田速記講座（速習課程、専門課程）
	5 (一社) 日本経営協会	6 企業会計講座（企業会計マスターコース）、現代経営講座（戦略管理者コース、管理者基礎 コース、中堅社員実力養成コース）、経営実務講座（民法入門コース、労働法入門コース）
	6 (一社) 公開経営指導協会	1 POP広告実技講座
	7 (学) 産業能率大学	18 漢字能力検定2級受験講座、マネジメント基本講座、製造基本講座、製造監督者講座、 生産管理者講座、生産経営者講座、実践リーダーシップ講座、幕末リーダーに学ぶリーダ ーシップ講座、ザ・仕事エキスパート講座、ザ・仕事プロ講座、メンバーが活きる教え方 ・育て方講座、新・きれいに書けるボールペン字入門講座、企画・プレゼン力を強化する 講座、問題発見・解決力を伸ばす講座、聞く力を磨く講座、整理・整頓力を磨く講座、 情報分析力を鍛える講座、話す力を磨く講座
	8 (一財) 日本経営教育センター	3 社会保険労務士講座、衛生管理者講座、行政書士講座
	9 (一財) 社会通信教育協会	1 生涯学習支援実践講座生涯学習コーディネーター研修
技 術 系 ／ 29 課 程	10 秋田大学理工学部	8 秋田大学理工学部通信教育講座（地球科学コース、資源開発コース、材料工学基礎コース 電気・電子基礎コース、一般科学技術コース、電気系専門コース、電子系専門コース、 材料工学専門コース）
	11 (公財) 国際文化カレッジ	12 自動車講座、オートバイ講座、家庭園芸講座、総合盆栽講座、造園講座、ハイキングとカ メラ技法、庭木と果樹の手入れ講座、植物医講座、写真作品創作塾、庭の工作物手作り講 座、美術品鑑賞・鑑定入門講座、庭師入門講座
	12 (一財) 中央工学校生涯学習センター	6 機械設計製図講座、建築講座設計製図課程木造コース、トレース講座、土地家屋調査士講 座、宅地建物取引士講座、漢字検定ゼミナール
	13 (一財) 日本規格協会	2 通信講座による品質管理入門コース、通信講座による品質管理中級コース
	14 (一財) 日本園芸協会	1 ローズ・ガーデン講座
生 活 技 術 ・ 教 養 系 ／ 39 課 程	15 (学) 香川栄養学園	4 栄養と料理一般講座、栄養と料理専門講座（専門職業コース、専門料理コース、治療食コ ース）
	16 (学) 文化学園文化服装学院 生涯学習部	2 文化服装通信講座（服装一般）、ファッション画講座上級コース（ファッション・デザイ ン画編）
	17 (学) 大志学園	2 きもの通信教育講座（一般コース、上級コース）
	18 (学) 清水学園・専門学校清水とき ・きものアカデミア	1 現代きもの講座
	19 (公財) 日本英語検定協会	8 実用英語講座（1級、準1級、2級、準2級、3級、4級）、新YOU CAN英語講座、日常オ フィス英語講座
	20 (公財) 日本書道教育学会	5 書道基礎科講座、書道専攻科講座、ペン習字基礎講座、ペン習字教育講座、篆刻入門講座
	21 (公財) 日本音楽教育文化振興会	4 音楽講座（音楽通論コース、ソルフェージュコース、和声学コース、作曲学コース）
	22 (学) NHK学園	6 漢詩講座（風雅をよむ、自然をよむ）、古文書を読む・基礎コース、俳句入門、短歌入門、 川柳実作
	23 (公財) 日本習字教育財団	4 書写技能基礎講座（楷書編、行書編）、書道臨書講座（【楷書Ⅰ】、【楷書Ⅱ】）
	24 (学) サンシャイン学園東京福祉保 育専門学校	1 ホームヘルパー養成2級課程・通信コース
25 (公社) 色彩検定協会	1 たのしく学ぶ色彩講座ー初級コースー	
26 (一社) クラフトバンドエコロジー 協会	1 クラフトバンド実技講座	

【参考】

○ 中央教育審議会令（抄）（平成十二年六月七日政令第二百八十号）
（分科会）

第五条 1～5 略

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

○ 中央教育審議会運営規則（抄）（令和三年三月十二日中央教育審議会決定）
（分科会）

第三条 分科会の会議は、必要に応じ、分科会長が招集する。

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

分科会	事項
生涯学習分科会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項
以下略	